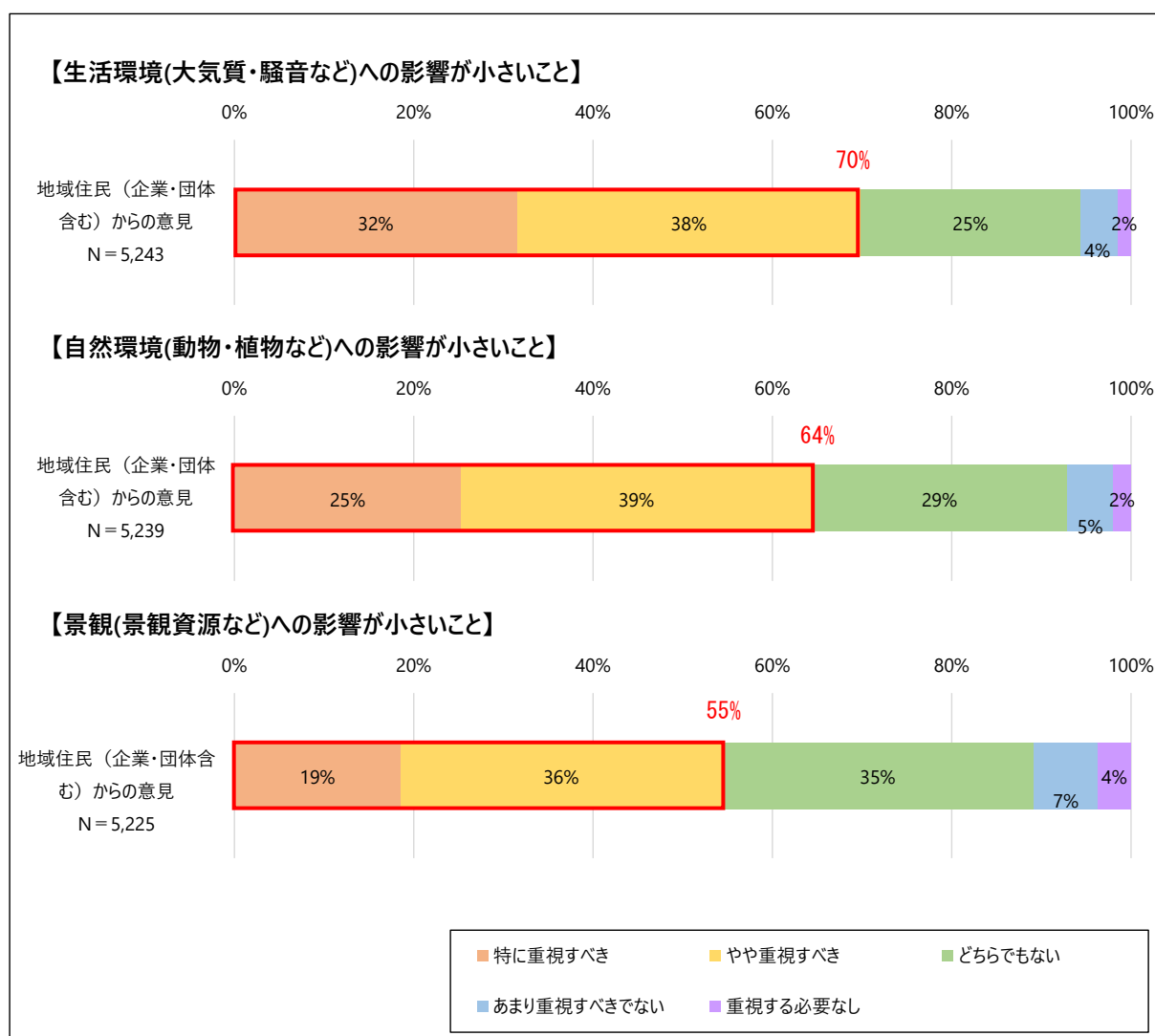


第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

複数案（ルート帯案）等を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（大気質・騒音など）への影響が小さいこと」、「自然環境（動物・植物など）への影響が小さいこと」、「景観（景観資源など）への影響が小さいこと」について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらでもない」、「あまり重視すべきでない」、「重視する必要なし」の5段階で回答いただきました。（実施期間：令和5年2月2日～令和5年3月31日）

その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき”、“やや重視すべき”）は、「生活環境（大気質・騒音など）への影響が小さいこと」が70%、「自然環境（動物・植物など）への影響が小さいこと」が64%、「景観（景観資源など）への影響が小さいこと」が55%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 7.1-1(1) 地域住民（企業・団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	地域住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性や環境に配慮しつつ、災害時に強い道路を求める。 ・環境に優しく、改修工事が行いやすい道路をお願いします。 ・環境や景観資源などの配慮は重要であると考えます。 ・環境に配慮したルート選定が必要。 ・環境は元には戻らない。特に重視して計画してほしい。 ・道路整備による効果よりも、道路整備による影響がなるべく小さい案がよい。 ・道路を作る上ではある程度仕方がない。 <p style="text-align: right;">他 10 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音など）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の集落には騒音が少ないように配慮して頂きたい。 ・なるべく人家の少ない所を迂回し、付近の住民に騒音の被害が出ないようにしてほしい。 ・道路による車の振動がひどく感じる箇所が無いようにするべきだ。 ・大型車両の走行による渋滞、大気汚染、振動等に配慮する必要がある。 ・生活環境への影響は小さいほうがよい。 ・道路整備によるある程度の騒音は仕方ない。 ・現在の市内の高速道路の現状からするとこのことが大きな問題とは考えにくい。 <p style="text-align: right;">他 9 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境（動物・植物など）	<ul style="list-style-type: none"> ・山側ルートにするのであれば考慮すべき。 ・利便性が向上するのはよいことだが、自然環境に十分配慮してほしい。 ・人目線で道路を作っていますが、そこに住む野生動物のことも考えた上で、ロードキル問題を少なくしてもらいたい。人間だけの道ではない。 ・自然環境への影響を極力抑えた計画にするべき。 ・貴市は自然豊かなことが魅力です。どうか貴重な自然を破壊せず、他のことに限りある財源を使ってください。 ・第1次産業など、自然環境への配慮も必要不可欠だが、その土地への移動時間が短縮されるのであればコストがかかるのは致し方ないのかもしれない。 ・自然環境の負荷が低いにこしたことはないが、現在の3案のいずれも大きな問題になるものではないと思う。 <p style="text-align: right;">他 19 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7.1-1(2) 地域住民（企業・団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	地域住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
景観 (景観資源など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山側の景観は大事にしてほしい。 ・ 観光と合わせて景観も考えるべき。 ・ 自然豊かな所も素敵な場所でそこが魅力だと思う。便利さももちろん大切だが、自然保護景観も大切にしたい。 ・ 景観を考慮していただきたい。 ・ 高速道路は安心して運転しやすく、景観を見る楽しみもあります。 ・ 道路ができるのであれば多少景観に影響しても仕方がない。 ・ 景観を気にして運転していないのでわからない。 ・ 配慮すべき景観があまりないと思う。 <p style="text-align: right;">他 22 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)第三条の七の規定に基づき、配慮書について大分県知事、大分市長、豊後大野市長、臼杵市長に意見聴取を実施しました。

配慮書についての環境の保全の見地からの大分県知事、大分市長、豊後大野市長、臼杵市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表7.2-1～表7.2-4に示すとおりです。

表7.2-1(1) 配慮書についての大分県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[総括的事項]</p> <p>計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果において、道路の存在による動物、植物、生態系、景観の各要素について、「今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により影響の低減が可能であると考えられるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。」とあるが、各ルート帯は、それぞれ異なる生態系や景観を有していることから、既存資料による調査のみでは不確実性が一定程度存在すると考えられる。</p> <p>そのため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、計画段階配慮事項に係る各環境要素における予測・評価の結果を踏まえて、ルート帯を選定した根拠を詳細に記載すること。</p> <p>また、環境影響評価項目の選定に当たっては、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の各段階において、ルート帯の自然的状況及び社会的状況に応じて適切に選定すること。</p>	<p>ルート帯の選定にあたり、複数案の比較を行った結果、地域等からの意見聴取結果にて重要視されている政策目標(災害時の代替路としての利用、救急搬送時の速達性の向上等)の達成が見込まれるほか、道路整備による影響についても他案より総合的に優れていることから、別線整備案(山側ルート)を選定しました。</p> <p>なお、ルート帯を選定した検討経緯については、準備書P3.3-1～P.3.3-21に記載しました。</p> <p>また、環境影響評価の項目は、工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の各段階において、ルート帯の自然的状況及び社会的状況に応じて、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、文化財を選定しました。</p>
2	<p>[個別的事項]</p> <p>(1)大気質、騒音</p> <p>ルート帯案②及び案③については、集落・市街地等を通るため、住居等保全対象への自動車の走行による大気質及び騒音の影響が案①に比べて大きいことから、周辺地域への影響を極力回避又は低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。</p> <p>方法書以降の手続きにおいては、住居等保全対象への影響を適切に把握するため、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>大気質、騒音については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて周辺地域への影響を極力回避又は低減するよう適切な環境保全措置を検討します。</p>
3	<p>(2)水環境</p> <p>事業実施想定区域における道路建設事業は、どのルート帯であっても大野川水系の河川への影響が考えられる。そのため、方法書以降の手続きにおいては、水環境への影響を十分に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>水環境については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行います。</p>
4	<p>(3)動物、植物、生態系</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、重要な動物の生息、植物種・群落の生育があることから、方法書以降の手続きにおいては、専門家の意見を十分に聴取し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>動物、植物、生態系については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、専門家の意見を十分に聴取し、適切に調査、予測及び評価を行います。</p>

表 7.2-1(2) 配慮書についての大分県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
5	<p>(4) 景観 事業実施想定区域及びその周辺には、複数の景観資源や主要な眺望点が分布しており、どのルート帯においてもこれらに影響を及ぼす可能性がある。ルート帯に含まれる大分市、豊後大野市、隣接する臼杵市の意見を踏まえた上で、各自治体の景観計画との整合性を図ること。</p>	<p>景観については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、ルート帯に含まれる大分市、豊後大野市、隣接する臼杵市の意見を踏まえた上で、各自治体の景観計画との整合性を図ります。</p>
6	<p>(5) 人と自然との触れ合い活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、鶴賀城跡、吉野梅園等が存在しているため、配慮すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場については、今後の具体的なルートや構造の検討にあたって、事業実施想定区域及びその周辺に存在する鶴賀城跡、吉野梅園等に配慮します。</p>
7	<p>(6) 文化財 大分県教育委員会及び関係市教育委員会と事前協議を行い、必要に応じて文化財の調査等について可能な限り協力すること。</p>	<p>文化財については、大分県教育委員会及び関係市教育委員会と事前協議を行い、必要に応じて文化財の調査等について可能な限り協力します。</p>
8	<p>(7) その他 工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の排出を抑制するとともに、再利用に努めること。</p>	<p>工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土の排出を抑制するとともに、再利用に努めます。</p>

表 7.2-2(1) 配慮書についての大分市長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[1 総括的事項]</p> <p>配慮書では、複数案が設定されているが、いずれのルート帯についても環境影響が懸念される。このため、今後、対応方針を決定するにあたっては、その経緯及び内容について、方法書において丁寧に記載するとともに、方法書以降の手續においては、市民が理解しやすいよう丁寧な説明を行うなど、地域住民の理解を得るよう努めること。</p>	<p>ルート帯の選定にあたり、複数案の比較を行った結果、地域等からの意見聴取結果にて重要視されている政策目標（災害時の代替路としての利用、救急搬送時の速達性の向上等）の達成が見込まれるほか、道路整備による影響についても他案より総合的に優れていることから、別線整備案（山側ルート）を選定しました。</p> <p>なお、ルート帯を選定した検討経緯については、準備書 P3.3-1～P.3.3-21 に記載しました。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手續きにおいては、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、市民に対し丁寧かつ十分に説明します。</p>
2	<p>[2 大気環境]</p> <p>事業実施想定区域内には、集落・市街地等が存在しており、差異はあるものの、いずれのルート帯についても大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。</p> <p>今後の対応方針を決定する段階や、具体的なルートの位置や道路の構造を決定する段階においては、生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測、評価の手法を検討すること。</p> <p>この場合において、国道 10 号の騒音の現況を考慮すること。</p>	<p>対応方針を決定する段階では、生活環境への影響も配慮した上でルート帯の選定を行いました。</p> <p>今後の具体的なルートや構造の検討にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺において生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測、評価を行います。</p> <p>また、騒音による影響を検討する際には、国道 10 号の騒音の現況も考慮します。</p>
3	<p>[3 水質]</p> <p>水質については、計画段階配慮事項に選定されていないが、いずれのルート帯についても大野川の複数の支川を跨ぐことから、土地の改変等による濁水の影響や、河川の水質や流量の変化による利水への影響を極力回避・低減するよう、適切な事業計画及び工事計画とすること。</p>	<p>水質については、土地の改変等による濁水の影響や、河川の水質や流量の変化による利水への影響等、水環境への影響を極力回避・低減するよう適切な事業計画及び工事計画とします。</p>
4	<p>[4 動物、植物及び生態系]</p> <p>道路の存在による動物、植物、生態系の環境要素について、各ルート帯の影響は同程度であると評価しているが、地形改変の観点による生態系等への影響は、大きく異なることが考えられる。</p> <p>このことから、必要に応じて専門家等への聞き取り等を行い、方法書以降の手續きにおいて、選定されたルート帯についてその選定の詳細な経緯等について丁寧に説明すること。</p> <p>また、今後の具体的なルートの位置及び道路の構造の検討にあたっては、動物、植物及び生態系への影響を極力回避・低減すること。</p>	<p>ルート帯の選定にあたり、複数案の比較を行った結果、地域等からの意見聴取結果にて重要視されている政策目標（災害時の代替路としての利用、救急搬送時の速達性の向上等）の達成が見込まれるほか、道路整備による影響についても他案より総合的に優れていることから、別線整備案（山側ルート）を選定しました。</p> <p>なお、ルート帯を選定した検討経緯については、準備書 P3.3-1～P.3.3-21 に記載しました。</p> <p>また、今後の具体的なルートや構造の検討にあたっては、必要に応じて専門家等への聞き取り等を行い、動物、植物及び生態系への影響を極力回避・低減します。</p>

表 7.2-2(2) 配慮書についての大分市長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分市長からの意見	都市計画決定権者の見解
5	<p>[5 景観]</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点として、「九六位山」等が存在し、景観資源として、「吉野梅園」等が存在する。また、歴史的・文化的に重要である多くの史跡が点在していることから、これらの主要な眺望点からの景観及び景観資源への影響が懸念される。</p> <p>このため、具体的なルートの位置及び道路の構造の検討にあたっては、本地域の景観との調和を図り、景観資源及び主要な眺望点の直接改変を回避又は極力低減すること。</p> <p>大分市景観計画における重点地区・重要地区は、景観形成を先導的に推進・保全していく地区として位置付けられていることを念頭におき、事業実施想定区域内に存在する「戸次本町地区」については、1km程度距離を離すなど、本地区における眺望景観の保全を考慮しながら、ルートの位置等の検討を行うこと。</p> <p>景観エリアごとに定めた景観形成基準により、周囲の景観と不調和にならないよう、配慮する必要があることから、景観へ配慮するための視覚的表現方法としてフォトモンタージュ等により、景観形成基準が求める景観への影響を様々な視点から検討すること。</p>	<p>今後の具体的なルートや構造の検討にあたっては、本地域の景観との調和を図り、景観資源及び主要な眺望点の直接改変を回避又は極力低減します。</p> <p>また、「戸次本町地区」についても、本地区における眺望景観の保全を考慮しながら、ルートの位置等の検討を行います。</p> <p>事業の実施段階にあたって、景観へ配慮するための視覚的表現方法としてフォトモンタージュ等を用いることにより、景観形成基準が求める景観への影響を様々な視点から検討します。</p>
6	<p>[6 文化財]</p> <p>事業実施想定区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、歴史の道「日向道」など、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性のある歴史的・文化的資源を有する地域である。</p> <p>このため、具体的なルートの位置及び道路の構造の検討にあたっては、歴史的・文化的資源の適切な保護を行うとともに、地域住民への十分な周知を図るなど、丁寧な対応に努めること。</p>	<p>今後の具体的なルートや構造の検討にあたっては、歴史的・文化的資源の適切な保護を行うとともに、地域住民への十分な周知を図るなど、丁寧な対応に努めます。</p>

表 7.2-3 配慮書についての豊後大野市長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	豊後大野市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	社会的状況の調査では、新環境センターの環境アセスメントの意見があるので、今後活用すること。	新環境センターの環境アセスメントにある意見についても参考にし、今後の調査、予測、評価を適切に行います。
2	山側ルート帯では、稀少猛禽類が生息していると思われるので、留意しながら環境調査を行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、稀少猛禽類の生息に留意しながら環境調査を行います。
3	文化財については下野熊野社周辺に指定文化財や遺跡包蔵地が該当する可能性があるため、影響のないよう配慮すること。	今後の具体的なルートや構造の検討にあたっては、指定文化財や遺跡包蔵地等の文化財について、関係法令を遵守し、できる限り回避・低減するよう配慮します。
4	地域住民等の意見を考慮し、環境に充分配慮したルート選定を行うこと。	今後のルート検討においては、地域住民等の意見を踏まえ、環境にも配慮したルートを選定します。

表 7.2-4 配慮書についての臼杵市長からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	臼杵市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	本事業では、本市の市域内に直接の事業実施区域がなく、計画段階配慮書の段階では主に文献や資料を用いての現状把握となっているため、本市の市域内に関する記載箇所も少ないが、今後、事業ルートが確定した際には必要に応じて臼杵市域においても詳細な予測及び調査の実施、また、環境保全措置を検討し事業に伴う影響の低減を図っていただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、臼杵市域も含めて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、事業に伴う影響の低減を図ります。